**例：●●株式会社静岡支店　消　防　計　画**

（本計画は震災対策にも適用するものとする。）

**（目的）**

**第１条**　この計画は、消防法第８条第１項及び大規模地震対策特別措置法第８条に基づき、　例：●●株式会社静岡支店　における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

**（消防計画の適用範囲）**

**第２条**　この計画は、例：●●株式会社静岡支店　に勤務、又は出入りするすべての者に適用する。

**（管理権原者及び防火管理者の権限及び業務）**

**第３条**　管理権原者は、例：●●株式会社静岡支店　の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

２　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つものを防火管理者として選任して防火管理業務を行わせなければならない。

３　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合は、必要な指示を与えなければならない。

４　防火上の不備や消防設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

５　防火管理者は、　例：葵　太郎　とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って次の業務を行うものとする。

（１）消防計画の検討及び変更に関すること。

（２）消火、通報、避難誘導及び防災の訓練の実施及び指導

（３）火気使用設備器具等、危険物施設の点検の実施及び監督

（４）消防用設備等の点検、整備の立ち合い及び不備欠陥事項の改善促進

（５）火気の使用又は取扱いに関する指導監督

（６）非常口、避難通路及び避難施設の適正管理

（７）防火、防災教育の実施

（８）改装等の工事場所における火気使用制限又は立会い

（９）管理権原者に対する防火管理上の助言及び報告

（10）その他防火管理上必要な業務

**（消防機関への報告、連絡）**

**第４条**　防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

（１）消防計画の提出（変更の都度）

（２）火災予防上必要な点検、検査の指導の要請

（３）防火、防災教育訓練指導の要請

（４）その他法令に基づく報告及び防火管理についての必要事項

**（予防管理組織）**

**第５条**　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者等を＜別表１＞に定め、任務分担を指定する。

**（火元責任者の業務）**

**第６条**　火元責任者は、次の業務を行うものとする。

（１）専有部内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理

（２）専有部内の消防用設備等の維持管理

（３）地震時及び震災後における火気使用設備器具の出火防止措置

（４）防火管理者の補佐

**（火災予防上の遵守事項）**

**第7条**　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）火気使用設備器具は、使用する前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること。

（２）火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。

（３）廊下、階段、通路など避難のために使用する施設には避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。また、避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるようにしておくこと。

（４）建物内で工事を行う者は、火気管理等について統括防火防災管理者の指示を受けて行うこと。

**（自主点検および報告）**

**第８条**　防火管理者及び火元責任者等は、火気使用設備器具、消防用設備等、危険物施設その他について＜別表２＞自主点検表により、毎月定期点検を実施するものとする。

２　防火管理者は、前項に定める点検を実施した結果を、＜別表２＞自主点検表に記録し、統括防火防災管理者に報告することとする。

**（消防用設備等の点検）**

**第９条**　防火管理者は、統括防火防災管理者が行う消防用設備等点検に協力しなければならない。

**（不備欠陥等の整備）**

**第10条**　防火管理者は、自主点検及び消防用設備等の点検で不備欠陥事項があるときは、改修について管理権原者に報告し、その改善促進を図るものとする。

**（自衛消防の組織と任務分担）**

**第11条**　自衛消防組織とし＜別表１＞の任務分担により自衛消防組織を編成する。

２　夜間、休日等については、別に定める。

**（自衛消防活動）**

**第12条**　自衛消防隊長は、＜別表３＞の消防用設備等の配置図及び避難経路図並びに＜別表４＞の震災時の一時避難経路図を作成し、掲示するものとする。

２　火災等が発生したときは、前条に定める任務分担及び消火器具等の配置図、避難経路図に基づき、積極的に行動するものとする。

**（日常の地震対策）**

**第13条**　日常の地震対策を実施する責任者は、防火管理者又は各火元責任者とし災害を予防するため次の事項を実施する。

（１）ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

（２）窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

（３）火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

（４）危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。

２　地震時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

（１）飲料水及び非常食

（２）医薬品及び救急セット

（３）懐中電灯及び携帯ラジオ

（４）その他

**（注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応措置）**

**第14条**　東海地震注意情報が発表されたとき及び警戒宣言が発令されたときは、次による。

（１）東海地震注意情報発表時、防火管理者又は各火元責任者は次のことを行う。

ア　営業は原則として　例：自粛　　する。

イ　全従業員及び建物内にいる者全員に対する、東海地震注意情報の伝達

ウ　警戒宣言発令に備えた準備措置

（２）警戒宣言発令時、防火管理者又は各火元責任者は次のことを行う。

ア　営業は原則として中止する。

イ　全従業員及び建物内にいる者全員に対する、警戒宣言発令情報の伝達

ウ　地震による被害の防止措置

（ア）地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用中止し、やむをえず使用する場合は最小限とする。

（イ）被害防止措置として、窓ガラス等の破損、散乱防止措置、照明器具、ロッカー、書棚、ＯＡ機器、物品などの転倒、落下防止措置を行う。

**（地震時の活動）**

**第15条**　地震時の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

（１）情報収集

通報訓練担当は、次のことを行う。

ア　テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ　混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる者全員にしらせる。

（２）避難誘導等

避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

ア　建物内にいる者等に声をかけ落ち着かせ、揺れが収まるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

イ　地震動により負傷者が発生した場合は、備蓄資材により応急手当を行い、健常な者で協力し一時避難場所（　伝馬町小学校）へ搬送する。

ウ　被災建物から避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

エ　避難は、防災関係機関の避難命令または自衛消防隊長の命令により行う。

オ　避難誘導は、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。

カ　避難には、全員が徒歩とし、車両等は使用しない。

キ　避難するときは、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

**（地震後の安全措置）**

**第16条**　地震発災後の安全措置として出火防止対策に万全を期すとともに次の事項を実施する。

（１）火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

（２）地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

（３）地震動終了後、火元責任者は、二次災害を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し異常が認められた場合は応急措置を行う。

（４）各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

**（防災教育等）**

**第17条**　防火管理者は次により防災教育等を行うものとする。

（１）全員に対する教育は、年１回実施するものとする。

（２）新入社員に対する教育は、入社時期に実施するものとする。

２　防災教育の内容は、次によるものとする。

（１）消防計画の周知徹底

（２）火災予防上の遵守事項

（３）防火管理上の各社員の任務及び責任の周知徹底

（４）消防用設備器具等取扱いに関する教育

（５）その他火災予防上必要な事項

３　地震防災上必要な教育、広報の実施

（１）大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震知識の教育

（２）警戒宣言、地震情報の収集と伝達方法の教育及び広報の研修

（３）消防用設備器具等取扱いに関する教育

（４）来客等の避難誘導方法の教育

（５）火災予防事項の教育及び広報の研修

**（訓練）**

**第18条**　防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

（１）通報、消火、避難誘導を連携して行う＜総合訓練＞を年1回以上行うものとする。

　　　＊部分訓練を年1回以上行うものとする。

または、ビル全体についての自衛消防訓練（原則 年2回実施予定）の日程とあわせ行う。

（２）防災訓練を年１回以上行うものとする。（＜総合訓練＞にあわせ実施する）

（３）防火管理者は、自主的に訓練を実施する場合は予め統括防火防災管理者へ連絡する。

**（付則）**

この消防計画は、　 　　 　　　年　　　月　　　日から施行する。

**＊　添付書類**

＜別表１＞　自衛消防組織編成表

＜別表２＞　自主点検表

＜別表３＞　消防用設備等の配置図及び避難経路図

＜別表４＞　地震発生時の避難経路図

**＜別表１＞**

**自　衛　消　防　組　織　編　成　表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 係　別 | 隊　員　名 | 任　　務　　内　　容 |
| 隊　　　長 | 例：葵　太郎 | （１）　自衛消防隊の各隊員を指揮するとともに、  　　　消防と密接な連携を図る。  （２）　避難状況の把握を行う。 |
| 通報連絡係 | 例：葵　次郎 | （１）　消防機関へ１１９番通報を行う。  （２）　館内にいる人達に火災を知らせる。  （３）　到着した消防隊へ情報の提供を行う。  （４）　関係者への連絡を行う。 |
| 消　火　係 | 例：駿河　花子 | （１）　出火場所へ急行し、消火器により、初期消  火を行う。 |
| 避難誘導係 | 例：静岡　太郎 | （１）　避難口を開放し、避難誘導を行う。  （２）　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止  　　　に努める。  （３）　逃げ遅れた者の確認を行う。  （４）　避難誘導後、防火戸等の閉鎖を行う。 |
| 火元責任者 | 例：駿河　太郎 | 1. 火気の確認及び施錠 2. 防火管理者の補助 |

火　元　責　任　者　組　織　編　成　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階 | 用　　　　途 | 火元責任者・氏名（役職名） |
| 階 | 例：事務所 | 例：駿河　太郎（支店長） |
| 階 |  |  |
| 階 |  |  |
| 階 |  |  |
| 階 |  |  |

**＜別表２＞**

**自　主　点　検　表**

年　　　　月

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 曜日 | 検　　査　　項　　目 | | | | | |
| 避難通路  等の物品  の有無 | 火気設備  器具の異  常の有無 | 終業後の  火気の確  認 | 吸い殻の  処理 | 電機器具  の配線の  老化等 |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２６ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２７ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２８ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２９ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３０ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３１ |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 |  |

（備考）検査を実施し、良の場合は○を不備のある場合は×を、即時改修した場合は○をつけてください。不備、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

**＜別表３＞**

**消 防 用 設 備 等 の 配 置 図 及 び 避 難 経 路 図 （例）**

**＜別表３＞消防用設備等の配置図及び避難経路図は、テナント毎に作成が必要です。葵タワー管理事務所から図面を取り寄せて本例のように作成してください。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　１　階

　　　食　　堂

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　展　示　場

（受信機）

　事　務　室

　　 受　付 （ポンプ室）

　　　　　　　　　　　　　　　　　２　階

　　　社　長　室　　　　　　　　　　　　　　　　　倉　　　庫

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設　計　室

会　議　室

　　　　消火器　　　　　　　　　　　　　屋内消火栓（ポンプ室・ボックス）

　　　　自動火災報知設備（受信機・発信機）　　　吊り下げはしご

　　　　緩降機

**＜別表４＞**

**地 震 発 生 時 の 避 難 経 路 図**

一時避難場所⇒＜伝馬町小学校＞、広域避難場所⇒＜駿府城公園＞



**葵タワー**